

議案第113号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。
小学校の表中大阪市立佃南小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

佃西小学校及び佃南小学校を統合して佃西小学校とするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

(傍線は削除)

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省	略
小学校	
名称	位置
省	略
<u>大阪市立佃南小学校</u>	<u>大阪市西淀川区佃5丁目</u>
省	略
省	略